

(3) 地域の社会参加活動に係る周知・啓発

元気な高齢者が地域活動に参加し、生活支援の担い手として活動するなどの社会的役割を担うことが、結果として生きがいや介護予防にもつながることから、社会参加を希望する高齢者とその機会とを結びつける情報を適切に提供していきます。

ア 地域活動に係る情報の集約化

本市や金沢市社会福祉協議会、地域包括支援センター等において把握している地域活動に係る情報を集約し、高齢者の社会参加の機会と場に関する情報を体系的に整理していきます。

イ 地域活動に係る情報提供手段の充実

上記アで集約した高齢者の社会参加の機会と場に関する情報について、社会参加の機会を探している高齢者と円滑に結び付けが図れるよう、市民がどこに行けばどのような情報が得られるかを明確にし、様々な手段により周知を図っていきます。

ウ ボランティアポイントの導入検討

地域における互助活動への元気な高齢者の参入を図るため、事前に登録されたボランティアが指定された活動を行った場合にポイントを付与する「ボランティアポイント制度」の導入に向けて、検討会を設置し、意識調査やポイントが付与される活動、ポイントを利用できる対象、ポイント管理機関のあり方等の検討を行います。

3 安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者人口の増加に伴い、身体機能の低下に配慮した高齢者にやさしい生活環境の整備や、災害発生時の高齢者支援体制の整備に引き続き取り組んでいきます。

(1) 高齢者にやさしい生活環境整備

高齢者の気軽な外出を支援するため、金沢ふらっとバスの運行や北陸鉄道が発行するICaシルバー定期券の購入助成など、便利で使いやすい公共交通のサービス水準を確保していくほか、道路のバリアフリー化を進め、高齢者に配慮した交通環境の向上に引き続き取り組んでいきます。

冬季の除雪対策としては、引き続き、高齢者のみの世帯について、民生委員の調査に基づき除雪対象者名簿を作成し、屋根雪おろしの支援を実施していきます。また、町会と学生等が協定を結んで生活道路の除雪を行う、学生等雪かきボランティア活動を支援していきます。

ごみ出し支援としては、高齢者等のごみ出しが困難な世帯を対象として、安否確認を兼ねたごみの戸別収集の実施に向け、検討を進めていきます。

買物支援としては、「コミュニティビジネス」を支援していくほか、調理が困難な高齢者等を対象に食事を宅配する配食サービスを引き続き継続していきます。

また、緊急時の適切な対応が可能となるよう緊急連絡先等を記載するシートを単身高齢者に配布していきます。

(2) 災害発生時の高齢者支援体制の整備

災害発生時に高齢者を守るための体制としては、地域の町会（連合会）や消防団などを中心とした自主防災組織による活動があります。

災害発生時の高齢者支援の取組として、一人暮らしの高齢者、要介護認定者など災害が発生した時に自力で避難することが困難な「災害時要援護者」に対し、災害情報の提供や避難等の支援が地域の中で迅速に行われるための取組を鋭意進めていきます。

また、高齢者が災害発生時に迅速な避難支援を受けるためには、日頃から近所の人たちと声をかけあう関係を持つことが重要です。そのため、災害発生時の高齢者支援について、地域の理解を深めるための取組を引き続き行っていきます。

ア 災害時要援護者支援のための地域防災体制の確立

本市では、自主防災組織を中心とした地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の地域と行政の平常時及び災害発生時における連携のあり方について、具体的な取り組みを示した「災害時要援護者避難支援対策マニュアル」を作成し、地域の関係の方々に対して説明を進めています。

このマニュアルでは、それぞれの地域の実情に応じて、安全な避難経路の確認、避難支援マップの作成、要援護者個別の避難支援計画の作成や避難訓練の実施など平常時の取り組みについて示しています。

また、災害時の対策として、災害情報の伝達、避難所の開設・支援、避難誘導や安否確認の方法等についても示しており、今後も、支援が必要な高齢者が地域で安全安心に暮らすことができるような体制づくりを進めていきます。

(7) 避難行動要支援者名簿の整備

避難行動要支援者名簿は、災害が起きた時に手助けを必要とする方（避難行動要支援者）に対して、地域の方々（避難支援等関係者）が連携して避難支援するために活用する名簿です。

平成 26（2014）年度の災害対策基本法の一部改正に伴い、市町村において避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことにより、本市でこれまで整備

してきた福祉防災台帳から切り替え、高齢者のうち75歳以上の一人暮らしの方や75歳以上の高齢者のみの世帯の方、要介護3以上の要介護認定を受けている方、障害のある方等を名簿に登載しています。

災害時は、地域の自主防災会の役員（代表者、町会長）、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、消防分団長など避難支援等関係者に名簿を提供することができます。

(イ) 福祉避難所の開設・運営方針の整備

災害発生時には、医療機関への入院や介護保険施設等への入居には至らないが通常の避難所での生活が困難である高齢者等に対し、福祉避難所を開設します。

福祉避難所の種類としては、安全性が確保され、バリアフリー化されているなどの要件にあてはまる社会福祉施設などがあります。（平成27（2015）年3月末時点で86箇所）

今後も引き続き、対象となる事業者と福祉避難所に係る協定の締結を進めていくとともに、福祉避難所の運営についても、社会福祉施設や医療機関と十分に連携し、適切な対応を図っていきます。

4 高齢者・家族の人権尊重及び権利保障

高齢者が尊厳を持って暮らせるまちづくりが、長寿安心プランが目指す基本理念の一つでもあります。

高齢者が尊厳ある生活を送るため、様々な場面での相談体制を充実させるとともに、認知症に関する理解を深めるために、研修、講演会などを開催し、人権意識の向上に努め、高齢者一人ひとりの尊厳が保持され、その人らしく自立した日常生活を営むことができる社会の実現を目指します。

(1) 相談体制の充実

本市の高齢者に係る相談体制として、次の窓口等で個々の相談内容に応じ、丁寧に対応していきます。

ア 金沢市地域包括支援センター

保健師（又は看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員（ケアマネジャー）の専門職員を配置した地域包括支援センターは、地域での最初の「総合相談窓口」として位置付けられています。

今後は、地域包括支援センターの機能を強化していくため、認知症地域支援推進員の配置を進めていくとともに、医療や関係団体等との連携強化、地域包括支援セ

ンターを中心とした地域ネットワークの充実、高齢者虐待や支援困難ケースへの相談体制のさらなる強化等に取り組んでいきます。

イ 介護相談員

施設サービス利用者から直接相談を受けるために、介護相談員を特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホーム等に派遣し、入居者の苦情や不安の解消に当たっています。

今後も、受入れ施設の拡大を推進していきます。

ウ 苦情等専門部会の相談窓口

金沢市介護保険運営協議会内に6人の権利擁護委員で構成する苦情等専門部会を設置し、サービスに関する苦情に対して、相談・解決に当たっています。（図 15）

引き続き、国民健康保険団体連合会の苦情窓口など関係機関と緊密に連携し、適切に対応していきます。

エ 福祉と健康の総合窓口

保健・医療・福祉サービスの受付と相談を行うための体制として、本庁と3つの福祉健康センターに「福祉と健康の総合窓口」を設置しています。

市民からの問い合わせや相談、苦情等に対する説明責任を果たし、適切に対応するために職員の資質の向上を図っていきます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

ア 金沢権利擁護センターの利用促進

本市は、平成 19（2007）年度に「金沢権利擁護センター」を金沢市社会福祉協議会内に開設し、専任職員による相談支援を行っています。「高齢者等権利擁護窓口」では、成年後見制度など、権利擁護に関する相談や支援を行っています。

また、判断能力が十分でない高齢者に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理や書類等を預かることにより、高齢者の権利を擁護し、安心して生活を送ることができるように、日常生活自立支援事業を実施しています。

引き続き、地域包括支援センターとも連携を図りながら、制度に関する高齢者や家族の理解を深め、活用の促進を図っていきます。

イ 高齢者虐待防止等への対応

高齢者を虐待から守るため、地域における見守り活動や地域包括支援センターと連携し、保健師が訪問指導を行うなど高齢者虐待の未然防止や早期発見に努めています。

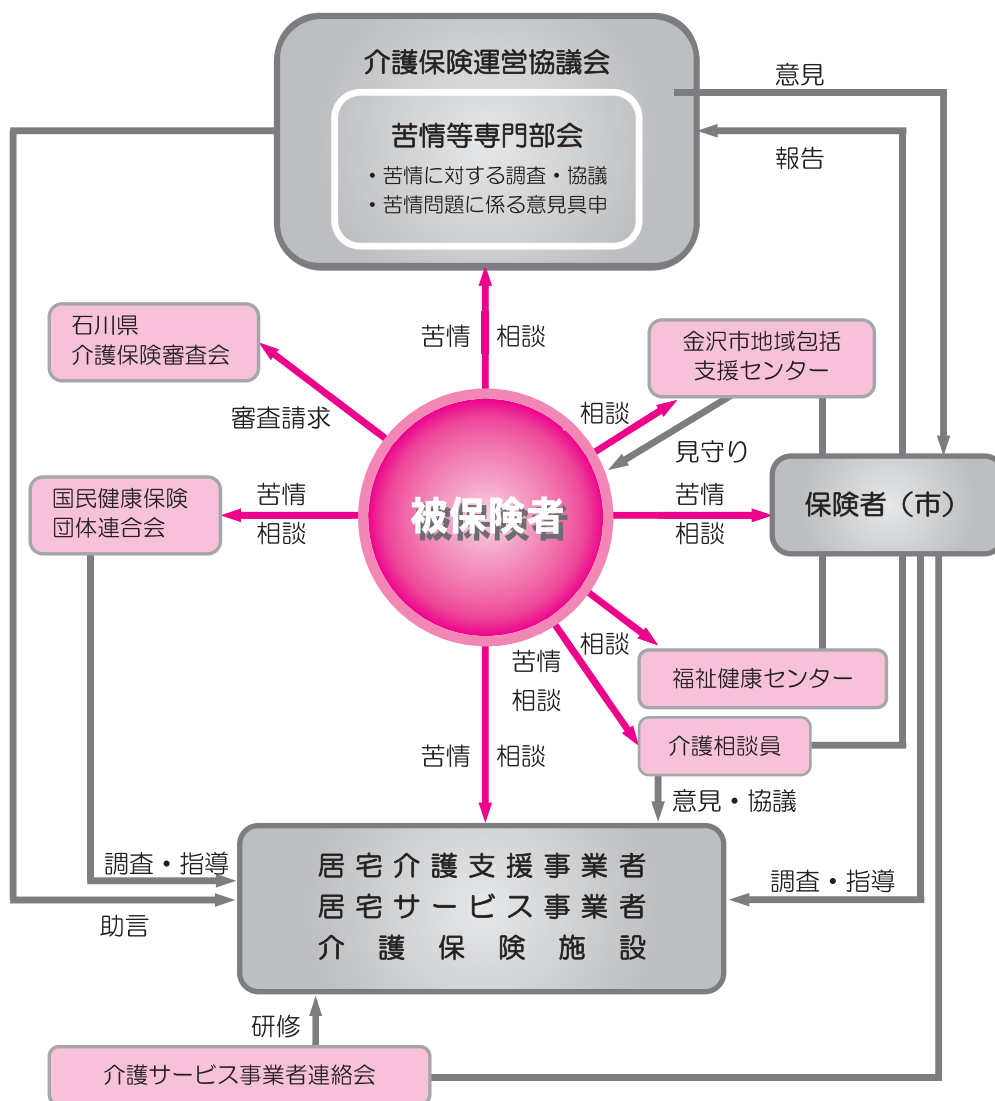
また、介護保険サービス事業者には、虐待防止責任者の設置や虐待防止に関する研修の実施を条例で義務付けています。

さらに、定期的に「高齢者虐待防止連絡会」や「高齢者虐待防止研修会」を開催し、高齢者虐待に関する意識共有や情報交換を行うとともに、虐待への対応が必要な場合には「高齢者虐待地域ケアミーティング」を開催して緊急措置を取るなど高齢者の人権保護に努めています。

今後は、引き続きこれらの取組を継続していくとともに、虐待に関する相談体制や介護保険事業者等への指導監督のさらなる強化を図っていきます。

また、虐待を受ける高齢者や認知症の高齢者の安全を確保するため、緊急対応のためのシェルター（避難場所）の設置にも取り組んでいきます。

■図 15 介護保険における苦情相談体制



【関連事業等】

●地域支援事業（介護保険任意事業）

配食サービス

配食サービスは、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で調理が困難な高齢者等を対象に、見守りを兼ねて、食事を宅配するサービスです。

紙おむつの支給

紙おむつの支給は、在宅で寝たきり又は重度の認知症の状態が3か月以上継続している高齢者に対して、紙おむつを宅配するサービスです。（所得制限あり）

シルバーハウジング生活援助員派遣

シルバーハウジング生活援助員派遣は、高齢者の安全や利便に配慮した設備・仕様の公営住宅に生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などのサービスを提供するものです。

●その他の在宅生活支援事業（市単独事業）

ガス漏れ警報器・自動消火器・電磁調理器の支給

火災から高齢者の生命を守り火災の予防、早期消火等を図るため、高齢者のみの世帯を対象にガス漏れ警報器、自動消火器又は電磁調理器を支給するサービスです。

理髪・美容カットサービス

理髪・美容カットサービスは、在宅で寝たきり又は重度の認知症の状態が3か月以上継続している高齢者に対し、保健衛生の向上、健康保持や気分転換を図るため理容師又は美容師が訪問し頭髪を整えるサービスです。（年2回の利用券を交付）

寝具乾燥・消毒サービス

寝具乾燥・消毒サービスは、在宅で寝たきり又は重度の認知症の状態が3か月以上継続している高齢者若しくはヘルパー派遣中のひとり暮らしの高齢者を対象に、健康保持、保健衛生の向上を図り快適な寝具で生活できるよう寝具の洗濯・乾燥・消毒を行うサービスです。

介護手当金の支給

介護手当金は、在宅で寝たきり又は重度の認知症の状態の高齢者を3か月以上常時介護している家族の方の労をねぎらうため支給するものです。

住宅改修助成

（※39 ページ参照）

地域サロン

地域サロンは、住み慣れた地域で高齢者の生きがいづくりを支援するため、老人憩いの家や公民館など地域の身近な施設、民家等を活用し、談話、会食会、手作り教室など地域の協力を得ながら実施するサービスで、介護予防としても効果があります。現在、62地区 252 箇所と市内すべての地区で開催されており、近隣住民相互のふれあいや地域コミュニケーションの充実に大きな役割を担っています。

メルシーキャブサービス

「金沢メルシーキャブサービス」は、平成 9（1997）年度から、運転ボランティアの協力により、車いす送迎用自動車で目的地まで移送するサービスであり、日常的に車いすを使用している方の外出支援策として利用されています。

